

# ボートレース浜名湖中央スタンド1階飲食販売出店者募集要領

## 1 募集の趣旨

浜名湖競艇企業団(以下「企業団」)が運営するボートレース浜名湖では、「お客様に愛されるレース場」をもとに、常に高水準のサービスを提供することを心がけ、お客様の満足度向上に努めています。

近年では、親子のあそび場「モーヴィ浜名湖」のオープンや各種施策により、ファミリー層や若年層の方にも多く来場していただいております。

しかしながら、新たな来場者の確保や滞留動機をつくりながらも、「食のサービス」が不足しているため、お客様の満足度やレジャー施設としての魅力度の更なる向上に向けて飲食販売出店者(以下「出店者」)を公募により選定します。

## 2 募集内容

### (1) コンセプト

ファミリー層や若年層を積極的に取り込み、賑わいの創出に繋げること

### (2) 施設概要

場所:ボートレース浜名湖中央スタンド1階

区分	売店1	売店2
面積	71.64 m <sup>2</sup>	35.50 m <sup>2</sup>
施設使用料	4,800 円/日	2,400 円/日

上記面積には、倉庫及び休憩室を含む。

施設の詳細は「14 提示資料」を参照

### (3) 募集内容

テイクアウト式の飲食販売店

- |   |
|---|
| 例 1:飲料や軽食を販売するカフェ風店舗<br>例 2:ワンハンドフードや子供用メニューを販売する店舗 |
|---|

※アルコール(ビール)の販売は検討中。

### (4) 営業日

モーヴィ浜名湖営業日は営業し、営業日数は下記のとおり年間250日程度とする。

なお、天災や感染症等により、営業が出来なくなった場合の補償はしない。

- ・ボートレース浜名湖本場開催日 (年間200日程度、変動あり)
- ・ボートレース浜名湖本場非開催日の土日及び夏休み・冬休み期間等 (年間50日程度)

### (5) 営業時間

開門(10時頃)から12R 終了(16時~17時頃)まで (季節やレースにより変動あり)

※企業団との協議により、営業時間の延長、短縮は可とする

### (6) 施設使用期間

令和5年5月頃から令和6年3月31日まで

なお、施設使用許可上の違反等がなく、お客様からの評判が良好な場合は、出店期間を1年間更新(延長)できることとする。

ただし、通算10年(令和15年3月31日まで)を上限とする。

また、使用の許可を取り消す場合においては、企業団と出店者は、使用を終了しようとする2カ月前までに相手側に書面により通知すること。

### 3 応募資格

応募できる者は、営業しようとする業種に3年以上の経験を有し、かつ、それぞれの行政庁の許可又は認可を有する法人または個人とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- (1) 20歳未満の者
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (3) 破産の宣告を受け、復権を得ていない者
- (4) モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)及び類似競技の関係法律に違反して処罰された者で、処罰が終った日から2年を経過していない者
- (5) 他の競走場で食堂や売店の使用許可を受けている者で、その競走場において許可の取消し及び停止を受けた日から2年を経過していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続きを行っている者
- (7) 住民税(法人にあっては法人税及び消費税)の未納がある者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員並びに準構成員である者
- (9) 良識及び品性等に欠け、モーターボート競走の公共的事業に適さないと判断される者

### 4 出店者の選定

出店者は、公募型プロポーザル(企画提案型)方式とし、応募者より提出される企画提案書等の書面及びプレゼンテーションに対し、資料「ボートレース浜名湖中央スタンド 1階飲食販売出店者プロポーザル実施要領(以下「資料」という。)」に基づき評価を行い、出店者を選定する。なお、資料は、説明会参加者に対し配布する。

### 5 応募の申込

#### (1) 申込期間

令和4年7月1日(金)から8月17日(水)まで

#### (2) 提出書類 各1部 ※②③⑤は、10部提出すること

- ① プロポーザル参加申込書(様式2)
- ② 事業者の沿革(様式4)
- ③ 過去5年間の業務実績(様式5)
- ④ 誓約書(様式6)
- ⑤ 企画提案書(様式7) ※企業名が識別できる記載及びロゴを一切使用しないこと

- ⑥ 登記簿謄本(個人の場合は代表者の身元証明書※自治体が発行するもの)の写し  
※提出日から3カ月以内のもの
- ⑦ 納税証明書 ※提出日から3カ月以内のもの
  - ・法人にあつては、法人税・消費税(様式その3の3※所管税務署が発行)
  - ・個人にあつては、直近1年間の住民税
- ⑧ 財務諸表(過去3年分)
  - ・法人にあつては、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(作成している場合)、税務申告書の写し、勘定科目内訳書
  - ・個人にあつては、確定申告書の写し
- ⑨ 営業許可証の写し(任意の1箇所分)
- ⑩ フランチャイズ加盟が分かるもの ※フランチャイズ方式で出店を行う場合  
**出店者に選定された場合は、フランチャイズ契約書(写)の提出を求める。**  
**※守秘義務に該当する箇所は塗りつぶし可とする**

### (3) 提出方法

提出は、下記宛先に郵送で提出すること。 ※8月17日(水)必着

<宛先> 〒431-0398 静岡県湖西市新居町中之郷 3727-7  
浜名湖競艇企業団 総務課 経営企画グループ

### (4) 応募に関する留意事項

- ① 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とする。
- ② 提出された全ての書類等は返却しない。
- ③ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等によるもので、企業団の承諾を得た場合の他は認めない。
- ④ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円、計量単位は特別に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51条)に定めるものとする。
- ⑤ 通信事故による提出遅れについては、企業団は一切の責任を負わない。

## 6 経費の負担

### (1) 企業団負担

- ① 建築工事費(床、壁、天井、カウンター、防火シャッター、ファサード等)
- ② 電気設備工事費(電灯及び動力電源、基本照明、コンセント、非常照明、誘導灯、自火報等)
- ③ 機械設備工事費(給排水衛生、スプリンクラー、フード消火、空調換気、機械排煙等)
- ④ 上記に対する保守、修繕費
- ⑤ 休憩スペースにおける清掃及びゴミ処理等の衛生管理費

### (2) 出店者負担

- ① 施設使用料  
原則当該月分をその月の末日までに納付すること。
- ② 保証金  
使用開始前に使用料の1月分(30日分)に相当する金額を納付すること。  
なお、施設使用期間が終了した後、金利を付さずに還付する。

### ③ 光熱水費

企業団の定める期間までに計測した消費量を納付すること。

ガス料は、企業団が指定する供給会社と出店者が直接契約し、使用料を負担するものとする(ガス使用は売店1のみ)。

### ④ サイン、厨房機器、備品什器(発券機、レジ等)、造作の導入費

出店者の負担で設計・購入・設置工事を行うこと。(試運転調整を含む)

また、出店者は R4年10月末を目途に設計図を提示の上、必ず企業団と調整すること。

厨房器具への設備機器の接続工事は、原則出店者負担とするが、必要に応じ協議とする。

### ⑤ その他営業に伴う経費

食料品や消耗品費、人件費(求人含む)、被服費、衛生管理費(日常・定期清掃含む)、通信費、廃棄物処理費、各種維持管理費用(保守費用等) 等

### ⑥ 建物付属設備等の改修費

必ず改修前に、企業団と設計及び施工に関して協議して承認を得ること。

## 7 使用条件等

### (1) 防災上の配慮

ガスの使用は十分に注意し、売店に係る防災対策を必ず講じること。

消防から指導がある場合は、誠実に対応すること。

### (2) 商品の搬入

来場者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう注意すること。

搬入経路や時間については、決定した出店者と協議の上決定する。

### (3) 衛生管理

売店内及び売店周辺の清掃は、出店者自ら行うこと。

また、調理に係る廃棄物の処理は、出店者の責任で行い、処理費用も出店者の負担とする。

保健所の営業許可及びそれに関する協議・手続きは出店者自ら行うこと。

### (4) 損害賠償

出店者の責めに帰すべき事由により食中毒や火災等が発生し、企業団又は第三者に損害を与えた場合は、その一切の責めを負うこと。

### (5) 商品・価格・サービス

書面により事前に企業団から承認を受けるものとする。

なお、瓶や缶の販売は禁止とする。

また、ボートレース浜名湖や BOATRACE 振興会が発行するサービス券の利用や企業団が主催するイベントやファンサービスへは可能な範囲で協力すること。

### (6) 商品の仕入れ・管理

安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、提供商品の瑕疵については出店者がすべての責任を負うものとする。

また、商品管理には十分配慮し、品質保持に努めること。

停電を伴う点検作業がある際は、協力の上、商品の保管対策を行うこと。

#### (7) 運営方法・体制

出店者は営業が滞らないよう十分な従業員を確保し、店舗責任者を1名配置すること。  
営業に伴う関係法令上の手続が必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の責任・費用負担において行うこと。

#### (8) 出店イベント等

競走場内にて、企業団主催のイベントにより、他の業者が屋台等で飲食品の販売を行う場合があることを了承すること。

また、出店者は企業団の承認を得て、使用物件外でも屋台等で販売を行うことができる。  
その際、販売場所や期間については、企業団の指示に従うこと。

#### (9) 緊急対応等

感染症対策やその他緊急対応を要する場合、国やボートレース業界のガイドラインを遵守し、企業団の指示に従うこと。

また、企業団が年2回実施する防災訓練に、従業員を可能な限り参加させること。

#### (10) 防犯対策等

営業時間、営業時間外を問わず、売店内のトラブルについては、出店者の負担と責任において対処し、企業団は責任を負わない。

#### (11) 定期報告

出店者は、売上状況、お客様からの要望等について、独自様式で毎月報告書を作成し、企業団に提出すること。

定期報告以外にも、企業団から収支等に関する報告や販売データ等の提供を求められた場合は応じること。

#### (12) 入札参加資格者名簿への登録

出店者は、企業団に対して入札参加資格審査申請を行い、登録すること。

#### (13) 法令の遵守

物件の使用や営業に関しては、関係法令等を遵守すること。

### 8 使用上の制限

(1) 使用物件は、善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければならない

(2) 使用者は、使用物件を許可された営業以外の用途に供してはならない

(3) 使用者は、使用物件の営業する権利を他人に譲渡または再委託してはならない

### 9 応募資格の喪失または出店の取消し

応募者又は出店者が次の要件に該当した場合は、応募資格の喪失または出店者の決定を取り消すこととする。また、これによる損害等を企業団に請求することはできない。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 選定委員やその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

(3) 使用許可書交付前の出店者において、資金状況の変化等があったことにより、運営が困難であると企業団が判断したとき。

- (4) 応募資格に適合しなくなったとき、または本要領に違反したとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店者としてふさわしくないと企業団が判断したとき。
- (6) 浜名湖モーターボート競走場の運営を妨害したとき。
- (7) 施設の秩序を乱すような行為があったとき。
- (8) 施設を故意に損傷させたとき。
- (9) 正当な理由なく、1月において使用日の2分の1以上使用しなかったとき。
- (10) 使用料を納付しないとき。
- (11) 使用許可を受けた行為を指定された場所以外で行ったとき。
- (12) 社会的に非難されるべき者との関係を有していると認められるとき。

## 10 原状回復

- (1) 契約期間が満了したときまたは契約が解除されたときは、出店者は自己の費用で企業団が指定する期日までに使用物件を原状に回復したうえで、返還すること。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、企業団がこれを行い、その費用を出店者に請求できることとする。

## 11 その他

### (1) 説明会(資料配布及び概要説明等)

希望者に対し、資料を配布し、募集についての概要説明や現地見学を実施する。

**※応募予定者は必ず説明会に参加すること**

日 時:令和4年7月1日(金)～7月31日(日) 午前10時00分から午後4時00分

※ボートレース浜名湖本場開催日のみ

場 所:浜名湖競艇企業団事務所

参加方法:上記期間において、説明会を希望する日時を事務局に対し、電話又は電子メールにて連絡し、事前にアポイントを取ったうえで、説明会参加申込書(様式1-1)を用いて、電子メールにて提出すること

提 出 先:hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp

申込期限:希望する日の前日の12:00まで

※説明会では原則質疑に応じないため、質疑がある場合は、下記(2)の方法で提出すること。

### (2) 質疑回答

提出方法:質疑回答書(様式1-2)を用いて、電子メールにて提出すること

受付期限:令和4年7月31日(日)まで

提 出 先:hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp

回答方法:令和4年8月7日(日)までに、説明会参加者全員に電子メールにて回答する。

質疑回答は、ボートレース浜名湖 HP にも掲載する。

### (3) 参加辞退

応募後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式8)を直接持参もしくは郵送にて速やかに提出すること。

### (4) スケジュール

	項目	日程
1	募集の公告	令和4年7月1日(金)から
2	説明会(資料配布及び概要説明等)	令和4年7月1日(金)から7月31日(日)まで
3	質疑受付期間	令和4年7月31日(日)まで
4	質疑回答	令和4年8月7日(日)まで
5	応募申込期間	令和4年7月1日(金)から8月17日(水)まで
6	プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年9月7日(水) ※応募多数の場合は、変更の可能性有り
7	プロポーザル選定結果通知	令和4年9月末まで
8	使用許可手続き、出店準備等	令和4年10月頃から
9	厨房・サイン・造作等設計(出店者負担) ※必ず設計内容を企業団と調整すること	令和4年10月下旬まで
10	出店者への引き渡し ※引き渡し後、厨房機器、備品、什器等を設置すること	令和5年4月中(予定)
11	使用開始(営業開始)	令和5年5月中(予定)

## 12 参考データ

### (1) 直近3年間の本場開催日数、総入場者数、1日の平均入場者数

年度	本場開催日数	総入場者数	平均入場者数/1日(平日)	平均入場者数/1日(土日祝)
R1	196日 (内、無観客20日)	463,649人	2,068人	3,448人
R2	200日 (内、無観客39日)	405,215人	2,099人	3,074人
R3	202日	439,188人	1,815人	2,745人

### (2) モーヴィ浜名湖の営業日数、総来場者数、1日の平均来場者数

年度	営業日数	総来場者数	平均来場者数/1日(平日)	平均来場者数/1日(土日祝)
R1 (R1.12.14 オープン)	56日	25,515人	341人	587人
R2	185日	34,115人	126人	260人
R3	120日	26,034人	155人	293人

※R1～R3年度は、新型コロナウイルス感染防止による、休館期間があったため、営業日数が減少となった。

13 問い合わせ先(事務局)

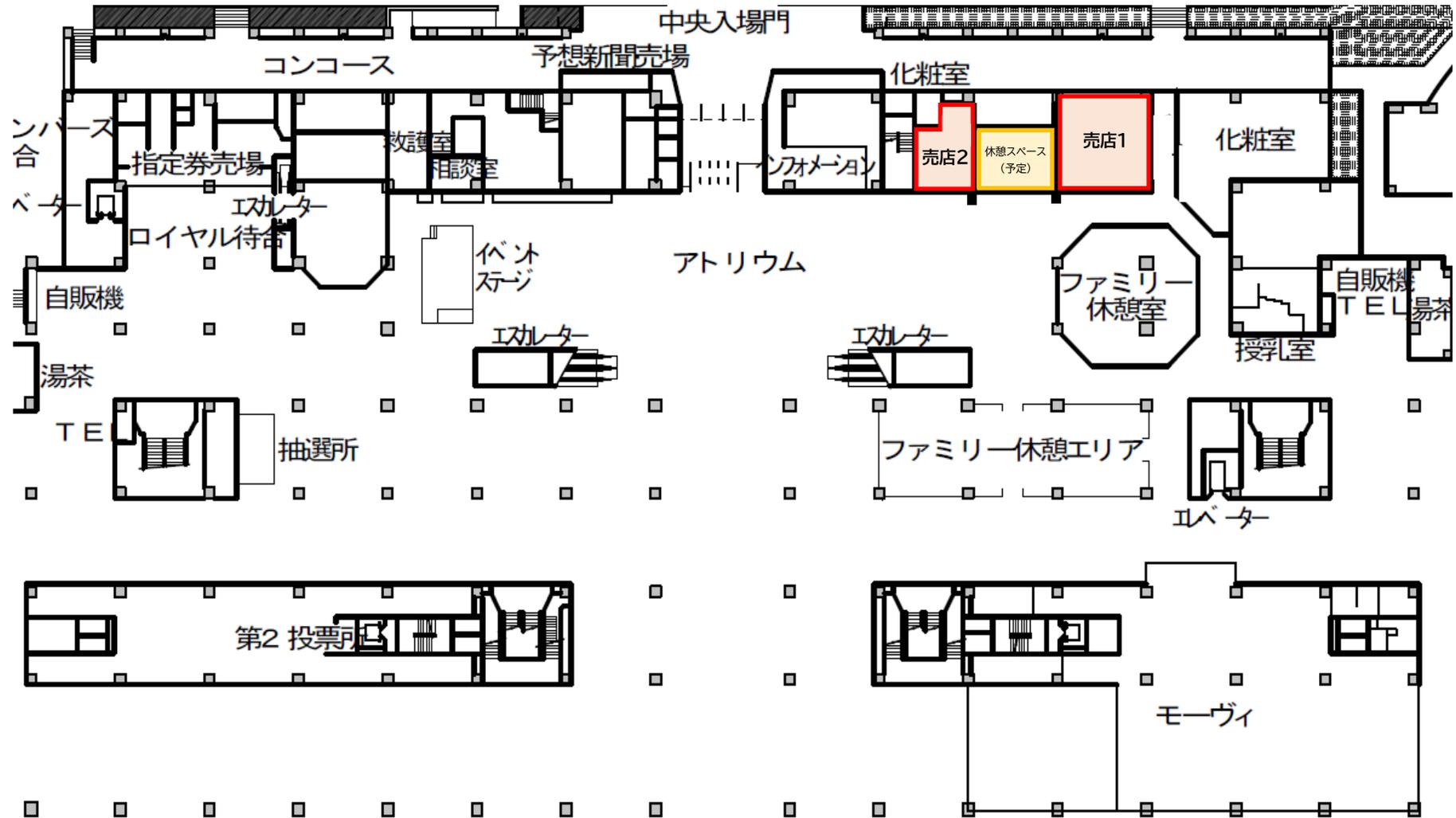
浜名湖競艇企業団 総務課 経営企画グループ

電 話:053-594-7112

メール:hamanako-soumu@boatrace-hamanako.or.jp

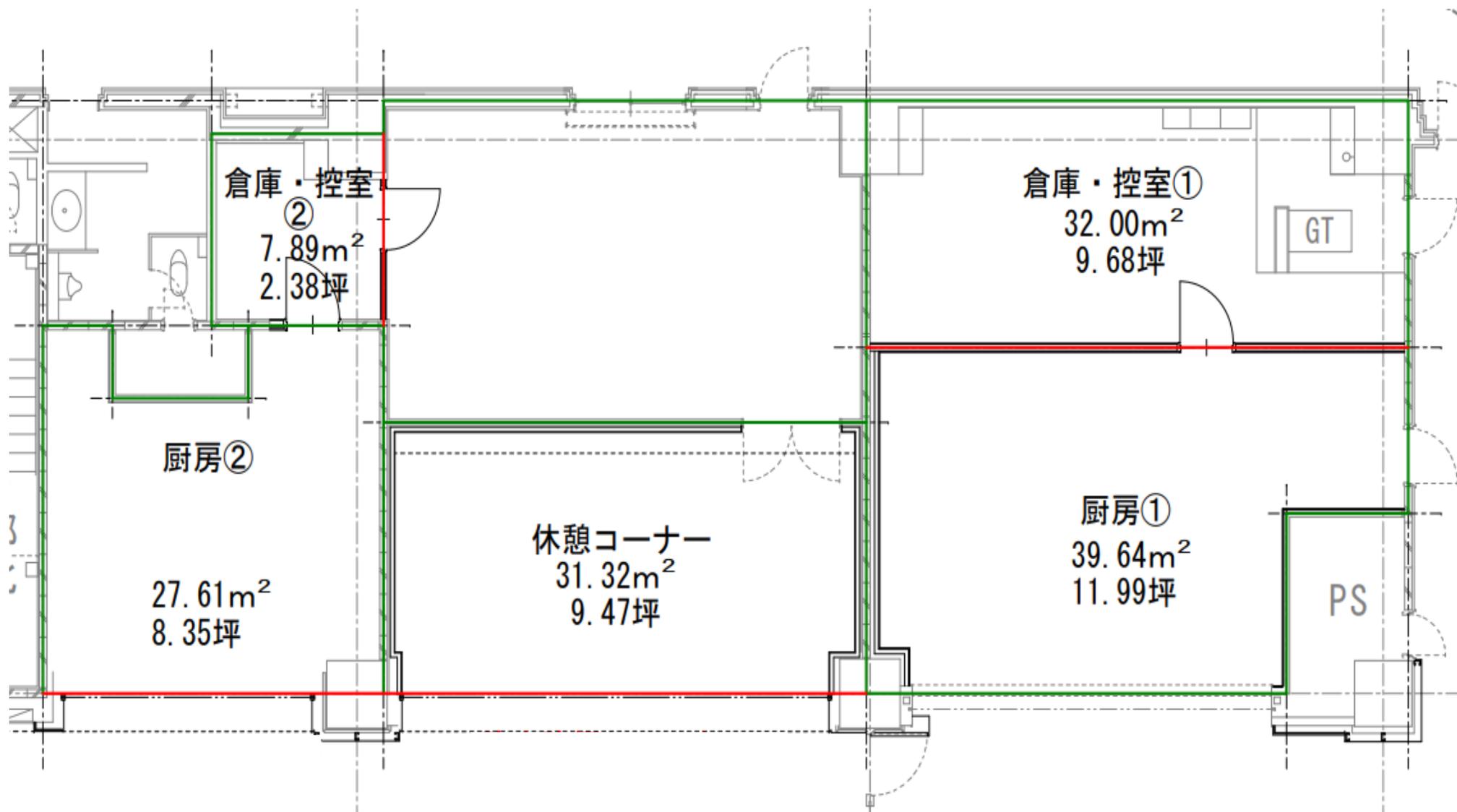
14 提示資料

(1)中央スタンド1階平面図



水面側

(2)募集区画拡大図



(3)売店別設備諸条件

		売店 1		売店 2	
面積	厨房	39.64	m2	27.61	m2
		11.99	坪	8.35	坪
	倉庫・控室	32.00	m2	7.89	m2
		9.68	坪	2.39	坪
	合計	71.64	m2	35.50	m2
		21.67	坪	10.74	坪
電灯	0.28	KVA/m2	0.56	KVA/m2	
	20	KVA	20	KVA	
動力	0.35	KW/m2	0.56	KW/m2	
	25	KW	20	KW	
弱電空配管	Φ22 x 1		Φ22 x 1		
給水	25	A	25	A	
排水	既存100	A	100	A	
GT	110 既存使用	L	50 床置き浅型	L	
ガス	25	A	-	A	
厨房排気	4,400	m3/h	3,000	m3/h	
空調	厨房	353	W/m2	362	W/m2
		14	KW	10	KW
	倉庫・控室	250	W/m2	共用部から分岐	W/m2
		8	KW		KW

(4)募集売店付近現況写真

売店1



売店2



全体



休憩スペース(予定)

